

関東整備局 緑資源機構分収造林契約 新規契約箇所一覧（平成18年度）

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) *注1	契約面積 (ha)	選定基準*注2	重点化基準*注3	B/C*注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	福島県福島市	24	㊦	①	2.47	(阿武隈川流域)
2	福島県須賀川市(須賀川市)	14	㊦	①	2.10	(阿武隈川流域)
3	栃木県鹿沼市(上都賀郡栗野町)	16	㊦	①③	2.55	(①利根川流域 ③永野簡易水道)
4	群馬県前橋市(勢多郡宮城村)	3	㊦	①	2.64	併括管理(利根川流域)
5	群馬県高崎市(群馬郡榛名町)	14	㊦	①③	2.81	(①利根川流域 ③北の谷簡易水道)
6	群馬県安中市(碓氷郡松井田町)	5	㊦	①③	2.16	(①利根川流域 ③増田簡易水道)
7	群馬県多野郡神流町(多野郡万場町)	7	㊦	①	1.76	(利根川流域)
8	群馬県吾妻郡東吾妻町(吾妻郡吾妻町)	10	㊦	①③	2.81	(①利根川流域 ③萩生簡易水道)
9	埼玉県秩父郡小鹿野町(秩父郡小鹿野町)	12	㊦	①	2.07	(荒川流域)
10	新潟県三条市(南蒲原郡下田村)	10	㊦	①	3.05	(信濃川流域)
11	新潟県新発田市(新発田市)	28	㊦	①	3.09	(阿賀野川流域)
12	山梨県南アルプス市(中巨摩郡甲西町)	22	㊦	①	2.46	(富士川流域)
13	山梨県南巨摩郡増穂町	3	㊦	①③	2.12	併括管理(①富士川流域 ③増穂町上水)
14	静岡県静岡市(静岡市)	5	㊦	①	3.75	(安倍川流域)
15	静岡県静岡市(静岡市)	5	㊦	①	3.77	(安倍川流域)
16	静岡県静岡市(静岡市)	7	㊦	①	3.76	(安倍川流域)
17	静岡県静岡市(静岡市)	5	㊦	①	3.77	(安倍川流域)
18	静岡県静岡市(静岡市)	5	㊦	①	3.77	(安倍川流域)
19	静岡県浜松市(天竜市)	11	㊦	①	3.21	(天竜川流域)
20	静岡県浜松市(天竜市)	5	㊦	①③	3.21	(①天竜川流域 ③横川簡易水道)
21	静岡県浜松市(磐田郡佐久間町)	4	㊦	①	3.02	併括管理(天竜川流域)
22	静岡県浜松市(磐田郡水窪町)	5	㊦	①	3.04	(天竜川流域)
23	静岡県藤枝市	8	㊦	③	2.90	(堀之内1組飲料水)
24	静岡県伊豆市(田方郡中伊豆町)	16	㊦	①	2.07	(北伊豆流域)
25	静岡県賀茂郡河津町	5	㊦	③	2.69	(河津町上水道)
26	静岡県榛原郡川根町	10	㊦	①③	3.10	(①大井川流域 ③出本簡易水道)
27	静岡県榛原郡川根本町(榛原郡中川根町)	8	㊦	①③	3.10	(①大井川流域 ③下泉下長尾簡易水道)
28	静岡県周智郡森町	7	㊦	①③	3.11	(①天竜川流域 ③上野平橋上飲料水)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。複数の基準に該当する場合は、主となる選定基準を記載。

㊦：無立木地 ㊧：散生地 ㊨：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：森林法第25条第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定する重要流域 ②：ダム等の上流域 ③：水道施設等(設置予定を含む)の上流域

④：過去に渇水等が発生した市町村の上流域 -：重点化基準に該当しない

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≥1.00。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。(緑資源機構業務方法書 第20条)